平成２３年（フ）第３５５号
金沢市戸水１丁目175番地１　エコポットⅡ号室、従前の住所金沢市神谷内町ニ59番地
破産者　山下　英治
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９６号
石川県野々市市新庄５丁目209番地、従前の住所石川県石川郡野々市町太平寺１丁目315番地
破産者　大石　英樹
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７３号
山梨県甲府市国母１丁目24番21号
破産者　小河　秀哉
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
長野県諏訪郡下諏訪町5513番地、前住所長野県松本市大字笹賀5087番地60
破産者　小口登志男
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１１号
長野県茅野市中大塩19番地33
破産者　片岡　　諭
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６２７号
静岡県袋井市愛野南１丁目10番地の４　プリムヴェールＡ―102号室、破産手続開始決定時の住所静岡県掛川市領家509番地　カウベルⅡ105
破産者　山中　千鶴
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
滋賀県甲賀市信楽町江田932番地１、前住所滋賀県湖南市石部南２丁目11番１号
破産者　黄瀬　孝亮
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５５号
大津市唐崎３丁目１番28号　メゾンド・U唐崎302、前住所大津市錦織３丁目２番18号
破産者　本吉　透弘
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１９号
滋賀県甲賀市甲南町新治1870番地１
破産者　木村満こと　木村　　満
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１１号
京都府木津川市加茂町里宇留志38番地　プレミール加茂Ｂ102、開始決定時の住所京都府木津川市加茂町里宇留志38　B102号
破産者　ビー・ハウスこと　額田　　宏
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
山口県光市大字光井12番地３
破産者　渡邉　本起
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１７０号
山口県光市大字光井12番地３
破産者　渡邉ヨシエ
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１７４号
岡山市北区高柳西町23番33号　グランデュール高柳Ａ棟105号、開始決定時住所山口県周南市川端町２丁目１番地の２
破産者　西﨑千代子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３５２号
宮崎市大字大瀬町113番地
破産者　日髙　一男
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３５９号
福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目22番10号プロスペール・コナンＢ204、前住所愛知県岡崎市北本郷町字河原31番地ノーブルＡ―102
破産者　樋渡　美香
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０６号
名古屋市中村区猪之越町２丁目４番22号
破産者　青木　久治
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９１号
名古屋市名東区社が丘２丁目1119番地　カトレーヌ東山102号
破産者　吉川　宏志
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０７号
愛知県あま市七宝町下田芼原裏1493番地
破産者　平野　町子
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９５８号
愛知県愛西市草平町新佐屋川30番地１　草平団地２―307
破産者　宇佐見謙三
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部